

# 第 59 期 報 告 書

自平成18年4月1日  
至平成19年3月31日

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本



## 東都水産株式会社

# 事業報告

〔平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで〕

## 1. 当社グループ（企業集団）の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、原油を始めとする原材料の高騰や米国経済の減速懸念材料はあったものの、大企業や製造業の企業収益改善を背景に、設備投資が増加するなど堅調に推移し、雇用・所得環境も回復への兆しを見せました。一方、冷夏・暖冬に代表される天候不順や賞味・消費期限の問題など食料品の安全性をめぐる問題が一層注目され、食品流通業界におきましては、依然厳しい状況で推移いたしました。

水産物卸売市場業界におきましては、昨年同様魚価はいくぶん持ち直したものの、世界的な魚食ブームや市場外流通との競合激化とも相まって取扱数量の減少が続き、売上高向上に苦戦する厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、「フレッシュ東水中期3ヵ年計画」に則り、取扱商品の品質の向上に努め、消費者のニーズと消費形態の変化を見極め、グループ会社間の連携を密にして効率的な集荷・販売に努力し、経営基盤の強化を図ってまいりました。

当連結会計年度における部門別の売上概況は次のとおりであります。

当社グループの主要部門である卸売事業では、鮮魚は昨年単価安でありましたカツオ・サンマ・養殖魚・エビ類において魚価が回復し売上増となりました。また、イカ類は若干単価安となったものの取扱数量の増加に伴い売上を伸ばしました。主力商品の鮪類は取扱数量は減少したものの単価の上昇により前年並みとなりました。

冷凍魚は、数年前より顕著になっている日本以外の水産物消費量増大の傾向が強まり、海外産地価格が上昇し、エビ類、カレイ類、ギンダラの搬入量が減少し売上減となりました。鮪類は取扱数量の減少にもかかわらず単価高により売上を伸ばし、特にイカ類・鮭鱒類は順調に集荷販売されました。

塩干加工品におきましては、塩鮭・干物類・ウナギは単価高により売上

は伸びましたが、昨年好調でありましたシラス干と魚卵類は不漁や売れ口不振により売上減となりました。煉製品等は原料の高騰や流通経費増などから販売数量が減少し売上減となりました。

近年、消費者の食の安全・安心への関心が一層高まるなかで、取引先の要望も多様化し、これに応えるべく集荷・販売の更なる機動性確保とより良い商品の提供を課題に取り組んでまいりました結果、同部門の当年度の取扱数量185,292吨、取扱金額165,597百万円と前期に比べ数量で4.9%の減少、金額で0.5%の増加となりました。

冷蔵倉庫及びその関連事業におきましては、一昨年に船橋冷蔵庫を売却いたしました関係で大幅な売上高の減少が予想されましたが、AERO TRADING社（カナダ・バンクーバー市）が引き続き堅調に推移しました結果、同部門の売上高は6,265百万円と前期に比べ3.8%の減少に留まりました。

不動産賃貸部門は、習志野社宅の完全賃貸化等により資産の有効活用を図り、賃貸ビル等の稼働率向上に努め731百万円と前期に比べ0.8%の増加となりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は172,594百万円と前期に比べ0.3%の増加となり、経常利益は1,326百万円（前期経常利益1,243百万円）、当期純利益は1,116百万円（前期純利益1,271百万円）となりました。

また、当社の当期売上高につきましては、114,953百万円と前期に比べ1.9%増加し、販売諸経費の削減と売掛金の回収に努め経常利益は602百万円となりました。投資有価証券の売却益や関係会社株式評価損等を特別損益に計上しました結果、当期純利益は418百万円となりました。

連結の部門別売上構成につきましては、次のとおりであります。

（単位 百万円）

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
水 産 物 卸 売	165,597	96.0%	100.5%
冷 蔵 倉 庫 及 び そ の 関 連 事 業	6,265	3.6%	96.2%
不 動 産 賃 貸	731	0.4%	100.8%
合 計	172,594	100.0%	100.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、176百万円であり、主なものは釧路東水冷凍(株)海運工場における加工場改造工事であります。

③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関との間で、3,500百万円のタームローン契約を締結し、グループ会社を網羅した資金の効率的な運用を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、連結子会社である千葉魚類株式会社及び東京大田魚市場株式会社の発行済株式のすべてを、それぞれ平成18年10月23日及び平成19年2月1日をもって取得し完全子会社といたしました。また、海外子会社であるAERO TRADING社につきましても平成18年5月26日をもって完全子会社としております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		第56期	第57期	第58期	(当連結会計年度) 第59期
売 上 高(百万円)		180,349	172,341	172,069	172,594
経 常 利 益(百万円)		△ 473	527	1,243	1,326
当 期 純 利 益(百万円)		△ 3,397	△ 987	1,271	1,116
1株当たり当期純利益(円)		△ 93.65	△ 27.23	32.24	27.73
総 資 産(百万円)		35,633	31,894	32,853	35,946
純 資 産(百万円)		9,228	7,999	12,334	12,423

- (注) 1. 第59期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第56期の当期純利益(△3,397百万円)は、主として繰延税金資産を取崩したことによるものであります。
3. △印は、損失を示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成15年度 第56期	平成16年度 第57期	平成17年度 第58期	平成18年度 (当事業年度) 第59期
売 上 高(百万円)	115,713	111,468	112,813	114,953
経 常 利 益(百万円)	△ 893	202	348	602
当 期 純 利 益(百万円)	△ 3,467	△ 691	397	418
1株当たり当期純利益(円)	△ 86.17	△ 17.19	9.89	10.39
総 資 産(百万円)	29,878	26,337	25,836	28,573
純 資 産(百万円)	8,449	7,444	9,515	8,888

- (注) 1. 第59期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第56期の当期純利益(△3,467百万円)は、主として繰延税金資産を取崩したことによるものであります。
3. △印は、損失を示しております。

### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 (百万円)	主要な事業の内容	当 社 の 議 決 権 比 率 (%)
(連結子会社)			
(株) 埼 玉 県 魚 市 場	376	水産物卸売、冷蔵倉庫及びその関連事業、不動産賃貸	100.0
千 葉 魚 類 (株)	75	水産物卸売	100.0
川 越 水 産 市 場 (株)	50	水産物卸売	100.0
釧 路 東 水 冷 凍 (株)	30	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉庫業)	100.0
AERO TRADING CO., LTD.	(千C\$) 1,362	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工)	100.0
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	(千C\$) 2,400	不動産賃貸	100.0 ( 50.0)
東 京 大 田 魚 市 場 (株)	125	水産物卸売	100.0
豊海東都水産冷蔵(株)	180	冷蔵倉庫及びその関連事業	100.0 ( 50.0)
(持分法適用関連会社)			
川 崎 魚 市 場 (株)	200	水産物卸売	50.0

(注) 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合を内数で表示しております。  
関東コールド株式会社は、清算終了に付き子会社より除外しております。

#### (4) 対処すべき課題

水産物卸売市場業界におきましては、内外の情勢から取扱数量が伸び悩む傾向が強まり、また、所得税減税の廃止や社会保険料の引き上げなどによる消費マインドの冷え込みが懸念され、引き続き厳しい環境で推移すると思われれます。

このような状況のなか当社グループは、抜本的に組織構造を見直し、経営改革し、株主の皆様のご期待にお応えすべく、「フレッシュ東水中期3ヵ年計画」を策定し、平成17年4月より実行に入っております。

その主内容といたしまして、主要部門の卸売事業の強化と改善が最大の課題と認識し、グループ会社が一体となった顧客・商品・エリア戦略を展開し、市場規模の変動に合わせ規模の適正化・業務の効率化を推進しております。また、売上高ではなく利益を重視した業務管理の徹底と人的・物的資源の有効活用を図り、不良債権を早期に処理し、有利子負債の圧縮に努めております。人事・組織面では、機動的なマネジメントをいたし、社員のモチベーション向上を図る人事制度の構築に努めております。

3ヵ年計画の仕上げとして、引き続きグループ全体で「卸売事業における営業利益の継続的計上」、「不良債権の処理の完遂」に努力いたしますことはもとより、コンプライアンス体制の強化を核とした内部統制システムの構築に注力いたします。

当社グループは生鮮食料品の安定供給を担う卸売業者としての公共的使命を自覚し、経営の透明性に意を用い常に信頼される企業グループを指標し、業績の向上と経営基盤の強化に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

各種水産物及び加工品の卸売業並びに冷蔵倉庫業

(6) 主要な営業所及び工場（平成19年3月31日現在）

① 当 社

東 都 水 産 株 式 会 社	本 社	東京都中央区築地5-2-1
	工 場	同上

② 子 会 社（8社）

株式会社埼玉県魚市場	本 社	埼玉県さいたま市北区
千葉魚類株式会社	本 社	千葉県千葉市美浜区
川越水産市場株式会社	本 社	埼玉県川越市
釧路東水冷凍株式会社	本 社	北海道釧路市
AERO TRADING CO., LTD.	本 社	カナダ国バンクーバー市
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	本 社	カナダ国バンクーバー市
東京大田魚市場株式会社	本 社	東京都大田区
豊海東都水産冷蔵株式会社	本 社	東京都中央区

③ 持分法適用関連会社

川崎魚市場株式会社	本 社	神奈川県川崎市宮前区
-----------	-----	------------

(7) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
443 (169) 名	△21 (△13) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
213 (48) 名	△9 (△2) 名	43.2歳	20.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,616百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,805
中央三井信託銀行株式会社	2,282
農林中央金庫	1,300

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成19年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 128,000千株
- ② 発行済株式の総数 40,260千株
- ③ 株 主 数 4,515名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主  
該当する株主はございませんので、上位10名の株主を記載しております。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
松 岡 冷 蔵 株 式 会 社	3,170千株	7.88%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	2,498	6.21
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託	1,967	4.89
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,950	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,902	4.72
株式会社みずほコーポレート銀行	1,306	3.25
株 式 会 社 ニ チ ロ	1,232	3.06
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,190	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,116	2.77
関 本 幸 也	701	1.74

(注) 出資比率は自己株式(3,894株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

会社における地位、担当及び主な職業または他の法人等の代表状況		
代表取締役 会長	財団法人 東京都中央卸売市場厚生協会会長理事 社団法人 築地市場協会会長	関 本 幸 也
代表取締役 社長		関 本 吉 成
専務取締役	(内部統制室室長・事業本部長・総務部門担当) 川越水産市場株式会社 代表取締役社長	高 木 邦 幸
専務取締役	(営業本部長・管理部、販売促進室、大物部担任)	押 方 翼
常務取締役	(営業副本部長・冷凍塩魚部、加工品部、開発部担任)	森 高 規 之
取 締 役	(総務部長)	篠 崎 政 文
取 締 役	(経理部長)	青 山 憲 夫
取 締 役	(特種部長)	前 川 三四郎
取 締 役	(鮮魚部長)	加 部 久 男
取 締 役	(鮮魚部長)	小 林 洋
取 締 役	(東京冷凍工場工場長) 豊海東都水産冷蔵株式会社 代表取締役社長	石 本 弘 幸
常勤監査役		立 石 實 郎
常勤監査役		中 島 松 壽
監 査 役		河 合 健一郎
監 査 役	公認会計士	小 竹 誠

- (注) 1. 監査役河合健一郎氏及び監査役小竹 誠氏は、社外監査役であります。
2. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役小林 洋氏は、川崎魚市場株式会社の常務取締役を兼務しております。
3. 監査役小竹 誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はございません。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	13名 (一)	69百万円 (一)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	6 (2)	14 (4)
合 計	19	84

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額21百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第46回定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・平成19年6月28日開催の第59回定時株主総会において付議いたします退任予定の役員に対する役員退職慰労金
    - 取 締 役 1名 0百万円
    - 監 査 役 1名 0百万円
5. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 2名 7百万円
  - 退任監査役 2名 2百万円

#### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社における業務執行取締役、社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係

- ・監査役小竹 誠氏は、株式会社エデュースホールディングス及び株式会社エヌエスジー教育ネットワークの監査役を兼務いたしております。なお、当社は両社との間には特別の関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

河合監査役 取締役会 88%・監査役会 100%出席

小竹監査役 取締役会 31%・監査役会 66%出席

- ・取締役会における発言状況

監査役河合健一郎氏は、水産業界に係わる情報に精通しており、当該分野における取締役会の意思決定に対し助言・提言を行っており、監査役会においても、必要な発言を行っております。

監査役小竹 誠氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムにつき適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は職務の執行において取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて適正な職務執行を行い、その状況を取締役に報告する。万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容及び対処案が直ちにコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び報告に関しては、法令に定めがあるものの他、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定して適切に保存・管理し、取締役、監査役及び会計監査人が何時でも閲覧できる状態を確保する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、多様化する損失リスクの評価と対応方法の設定を行い、これらをすべて文書化し、内部統制室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理する。内部統制室はグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告し、これを受けた取締役会でその改善策を審議・決定することにより実効性のある損失リスク管理体制を構築する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「中期経営計画」の策定により経営方針の明確化と社内目標を具体化し、「各年度計画」の四半期及び月別の予算管理を実施することにより、業務遂行の進捗状況を把握し、経営資源の最適活用を図る体制を確保する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを策定するとともに、使用人に対して適切な研修体制を整え、各部署にコンプライアンス責任者等の必要な人員配置を行い、コンプライアンスマニュアルの実施状況を管理・監視する。また、内部通報制度等を整備して法令・定款違反等がトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築し、社内での自浄作用を機能させて不祥事の未然防止を図る。

- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制室は四半期毎に子会社及び関連会社（以下、子会社等と言う。）に関するリスク情報の有無を監査し、子会社等に損失のリスクが発生しこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。また、当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部統制室は子会社等の内部統制室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うなど密接に連携を図る。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助すべき部署として、内部統制室スタッフが兼務するものとする。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助する内部統制スタッフは、その補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、人事、処遇関係については監査役との事前協議を前提とする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は以下の報告を監査役に対して行う。

- イ. 会社に重大な損失を与える恐れのある事実を発見した場合は、直ちに報告する。
- ロ. 役職員による違法または不正な行為を発見した場合は報告を行う。
- ハ. 定期的または監査役の指示により、子会社等を含む業務の執行状況を報告する。
- ニ. リスク管理統括責任者は、定期的または監査役の指示により担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役監査に対し、内部監査部門、取締役、使用人は協力する。
- ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な会合をもち、意見交換を行い効果的な監査業務の遂行を図る。
- ハ. 監査役は、定期的または必要に応じて会計監査人と意見交換を行い、適正な業務の遂行に努める。
- ニ. 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を聞き、適正な監査の維持に努める。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

## 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	23,144	流動負債	18,098
現金及び預金	6,014	支払手形及び買掛金	4,552
受取手形及び売掛金	11,120	短期借入金	12,425
たな卸資産	7,603	未払法人税等	80
繰延税金資産	7	賞与引当金	97
その他	601	その他	943
貸倒引当金	△ 2,204	固定負債	5,423
固定資産	12,801	長期借入金	769
有形固定資産	5,709	繰延税金負債	1,671
建物及び構築物	2,002	再評価に係る繰延税金負債	408
機械装置及び運搬具	505	退職給付引当金	1,500
土地	3,139	役員退職慰労引当金	118
その他	62	その他	955
無形固定資産	236	負債合計	23,522
のれん	28	純資産の部	
借地権等	207	株主資本	9,460
投資その他の資産	6,855	資本金	2,376
投資有価証券	6,324	資本剰余金	1,017
破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権	2,374	利益剰余金	6,068
その他	419	自己株式	△ 1
貸倒引当金	△ 2,262	評価・換算差額等	2,963
資産合計	35,946	その他有価証券評価差額金	2,375
		繰延ヘッジ損益	4
		土地再評価差額金	274
		為替換算調整勘定	308
		純資産合計	12,423
		負債及び純資産合計	35,946

## 連結損益計算書

〔平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		172,594
売 上 原 価		163,682
売 上 総 利 益		8,912
販売費及び一般管理費		7,744
営 業 利 益		1,167
営 業 外 収 益		354
受 取 利 息	88	
受 取 配 当 金	40	
賃 貸 収 入	9	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	30	
為 替 差 益	107	
そ の 他	77	
営 業 外 費 用		195
支 払 利 息	144	
そ の 他	50	
経 常 利 益		1,326
特 別 利 益		226
投 資 有 価 証 券 売 却 益	86	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	70	
固 定 資 産 税 等 還 付 金	68	
特 別 損 失		258
の れ ん 償 却 額	150	
確 定 拠 出 年 金 移 行 差 損	78	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	30	
減 損 損 失	0	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,294
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	181	
法 人 税 等 調 整 額	△ 5	176
少 数 株 主 利 益		1
当 期 純 利 益		1,116

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から〕  
〔平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	2,376	1,017	5,066	△1	8,458
当 期 変 動 額					
剰余金の配当(注)			△ 120		△ 120
当 期 純 利 益			1,116		1,116
連結子会社の減少による増加			9		9
減損処理による土地再評価差額金の取崩し			△ 2		△ 2
自己株式の取得				△7	△ 7
自己株式の処分		△ 0		7	7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 0	1,002	△0	1,001
当 期 末 残 高	2,376	1,017	6,068	△1	9,460

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
前 期 末 残 高	3,307	-	271	296	3,875	26	12,361
当 期 変 動 額							
剰余金の配当(注)							△ 120
当 期 純 利 益							1,116
連結子会社の減少による増加							9
減損処理による土地再評価差額金の取崩し							△ 2
自己株式の取得							△ 7
自己株式の処分							7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 931	4	2	12	△ 911	△26	△ 938
当 期 変 動 額 合 計	△ 931	4	2	12	△ 911	△26	62
当 期 末 残 高	2,375	4	274	308	2,963	-	12,423

(注) 平成18年6月29日の定時株主総会における利益処分項目である。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

8社

連結子会社の名称

埼玉県魚市場、千葉魚類(株)、川越水産市場(株)、  
釧路東水冷凍(株)、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY  
VIEW ENTERPRISE LTD.、東京大田魚市場(株)、豊海  
東都水産冷蔵(株)

##### ② 非連結子会社の状況

会社の名称

辰巳産業(株)、(有)埼玉水

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益  
(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合  
う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響  
を及ぼしていないため連結の範囲から除外してい  
る。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用会社

1社

会社の名称

川崎魚市場(株)

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社

辰巳産業(株)、(有)埼玉水

関連会社

東都小揚(株)、埼玉魚市場氷販(有)

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰  
余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書  
類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても  
重要性がないため、持分法の適用範囲から除外し  
ている。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

当連結会計年度から関東コールド(株)は清算終了により、連結の範囲から除外して  
いる。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.の決算日は12月31日であり、また釧路東水冷凍(株)、豊海東都水産冷蔵(株)の決算日は1月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、当社の賃貸住宅・社宅の一部、当社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)は定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

## ハ、退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、会計基準変更時差異（385百万円）については、15年による按分額を費用処理している。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。

### (追加情報)

当社は確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年4月1日に退職金制度のうち適格退職年金制度について、確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）を適用している。本移行に伴う影響額は、特別損失として78百万円計上している。

## ニ、役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び連結子会社のうち2社が内規に基づく期末要支給額を計上している。

### ④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めている。

### ⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段                      ヘッジ対象

金利スワップ                      借入金  
為替予約                          外貨建債権・債務

ハ. ヘッジ方針

当社の内部規定である「外国為替事務取扱規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略している。

⑦ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。

⑧ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っている。

ただし、当連結会計年度において評価減を行った関係会社株式に係るのれんは、これに伴い償却処理をしている。

⑨ 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

⑩ 当連結会計年度より、会社計算規則（法務省令第13号 平成18年2月7日）に基づいて、連結計算書類を作成している。

[会計方針の変更]

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用している。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、12,419百万円である。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（法務省令第13号 平成18年2月7日）により作成している。

(企業結合に係る会計基準)

当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日)を適用している。

[表示方法の変更]

① 従来、所有有価証券を貸株に供し、その担保として受け入れた資金については、流動負債の「その他」として表示していたが、当連結会計年度より、担保として受け入れた資金2,400百万円は「短期借入金」に含めて表示している。

なお、上記にともない短期借入金に対応する貸株については「連結貸借対照表に関する注記 担保に供している資産」において、投資有価証券に3,038百万円を含めて記載している。

② 前連結会計年度において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」と表示している。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

投資有価証券	3,667百万円
建物及び構築物	146
機械装置及び運搬具	98
土地	468
計	4,380

### 担保に係る債務

短期借入金	4,550百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	837
計	5,387

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,874百万円

(3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価を行った日 平成14年3月31日

② 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。

③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

182百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	40,260	—	—	40,260
合計	40,260	—	—	40,260
自己株式				
普通株式（注）	3	20	20	3
合計	3	20	20	3

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加である。

自己株式の数の減少は、株式交換による減少である。

(2) 配当に関する事項

イ. 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	120	3	平成18年3月31日	平成18年6月29日

ロ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	120	利益剰余金	3	平成19年3月31日	平成19年6月29日

4. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 308円62銭
- ② 1株当たり当期純利益 27円73銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

東都水産株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	杉山正治	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	麻生和孝	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦康雄	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東都水産株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東都水産株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第59期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月12日

東都水産株式会社 監査役会

常勤監査役 立石 實 郎 (印)

常勤監査役 中 島 松 壽 (印)

社外監査役 河 合 健一郎 (印)

社外監査役 小 竹 誠 (印)

# 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	17,598	流動負債	15,839
現金及び預金	2,289	支払手形	59
売掛金	7,346	受託販売未払金	432
商品	6,676	買掛金	2,716
荷主前渡金	75	短期借入金	12,105
前払費用	15	未払金	75
関係会社短期貸付金	1,713	未払費用	315
その他	447	未払法人税等	23
貸倒引当金	△ 965	預り金	40
固定資産	10,974	前受収益	8
有形固定資産	2,608	賞与引当金	61
建物	843	<b>固定負債</b>	<b>3,845</b>
機械装置	145	長期借入金	667
工具器具備品	20	繰延税金負債	1,661
土地	1,597	再評価に係る繰延税金負債	408
その他	0	退職給付引当金	610
無形固定資産	184	役員退職慰労引当金	84
借地権	172	長期預り保証金	363
ソフトウェア	3	その他	50
その他	8	<b>負債合計</b>	<b>19,684</b>
投資その他の資産	8,181	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	5,542	<b>株主資本</b>	<b>6,249</b>
関係会社株式	1,885	資本金	2,376
関係会社長期貸付金	440	資本剰余金	959
破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権	1,581	資本準備金	953
その他	290	その他資本剰余金	6
貸倒引当金	△ 1,559	<b>利益剰余金</b>	<b>2,915</b>
<b>資産合計</b>	<b>28,573</b>	利益準備金	594
		その他利益剰余金	2,321
		退職手当基金	110
		固定資産圧縮積立金	107
		別途積立金	1,453
		繰越利益剰余金	650
		<b>自己株式</b>	<b>△ 1</b>
		評価・換算差額等	2,638
		<b>その他の有価証券評価差額金</b>	<b>2,359</b>
		繰延ヘッジ損益	4
		土地再評価差額金	274
		<b>純資産合計</b>	<b>8,888</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>28,573</b>

# 損 益 計 算 書

〔平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		114,953
売 上 原 価		109,794
売 上 総 利 益		5,159
販売費及び一般管理費		4,602
営 業 利 益		556
営 業 外 収 益		214
受取利息及び配当金	175	
そ の 他	38	
営 業 外 費 用		169
支 払 利 息	123	
そ の 他	45	
経 常 利 益		602
特 別 利 益		116
投資有価証券売却益	86	
固定資産税等還付金	29	
特 別 損 失		300
関係会社株式評価損	222	
確定拠出年金移行差損	78	
減 損 損 失	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		418
法人税、住民税及び事業税		2
法 人 税 等 調 整 額		△ 2
当 期 純 利 益		418

## 株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から〕  
〔平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本												自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計			
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	益 剰 余 金	退 職 手 当 基 金	特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	2,376	953	7	960	594	110	1	149	1,053	712	2,620	△1	5,955	
当期変動額														
特別償却準備金の 取崩し(注1)							△1			1	—		—	
固定資産圧縮積立金の 取崩し(注2)									△41	41	—		—	
別途積立金の 積立て(注1)									400	△400	—		—	
剰余金の配当(注1)										△120	△120		△120	
当期純利益										418	418		418	
減損処理による土地再 評価差額金の取崩し										△2	△2		△2	
自己株式の取得													△7	
自己株式の処分			△0	△0									7	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)														
当期変動額合計	—	—	△0	△0	—	—	△1	△41	400	△62	294	△0	293	
当 期 末 残 高	2,376	953	6	959	594	110	—	107	1,453	650	2,915	△1	6,249	

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前 期 末 残 高	3,288	—	271	3,560	9,515	
当期変動額						
特別償却準備金の 取崩し(注1)					—	
固定資産圧縮積立金の 取崩し(注2)					—	
別途積立金の 積立て(注1)					—	
剰余金の配当(注1)					△120	
当期純利益					418	
減損処理による土地再 評価差額金の取崩し					△2	
自己株式の取得					△7	
自己株式の処分					7	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△928	4	2	△921	△921	
当期変動額合計	△928	4	2	△921	△627	
当 期 末 残 高	2,359	4	274	2,638	8,888	

(注1) 平成18年6月29日の定時株主総会における利益処分項目である。

(注2) 固定資産圧縮積立金の取崩額の内訳

平成18年6月29日の定時株主総会における利益処分項目 39百万円

平成19年3月期の取崩額 2百万円

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| ① 関係会社株式                  | 総平均法による原価法   |
| ② その他有価証券<br>時価のあるもの      | 決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) |
| 時価のないもの                   | 総平均法による原価法   |
| ③ デリバティブ                  | 時価法  |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法<br>商 品 | 個別法による原価法  |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |        |   |
|--------|---|
| 有形固定資産 | 定率法<br>なお、賃貸住宅・社宅の一部及び平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)は定額法 |
|--------|---|

#### (3) 引当金の計上基準

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金   | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。   |
| ② 賞与引当金   | 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。  |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。<br>過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理することとしている。<br>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。 |

(追加情報)

当社は確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年4月1日に退職金制度のうち適格退職年金制度について、確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号)を適用している。本移行に伴う影響額は、特別損失として78百万円計上している。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金
為替予約	外貨建債権・債務

③ ヘッジ方針

当社の内部規定である「外国為替事務取扱規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略している。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(8) 当事業年度より、会社計算規則(法務省令第13号 平成18年2月7日)に基づいて、計算書類を作成している。

[会計方針の変更]

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。

従来、資本の部の合計に相当する金額は、8,883百万円である。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(法務省令第13号 平成18年2月7日)により作成している。

(企業結合に係る会計基準)

当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日)を適用している。

[表示方法の変更]

従来、所有有価証券を貸株に供し、その担保として受け入れた資金については、「預り金」として表示していたが、当事業年度より、担保として受け入れた資金2,400百万円は「短期借入金」に含めて表示している。

なお、上記にともない短期借入金に対応する貸株については「貸借対照表に関する注記 担保に供している資産」において、投資有価証券に3,038百万円を含めて記載している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	3,667百万円
建物	146
機械装置	98
土地	338
計	4,250

担保に係る債務

短期借入金	4,550百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	716
計	5,266

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,651百万円

(3) 保証債務(子会社の営業取引に対する債務保証) 47百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	1,953百万円
長期金銭債権	440百万円
短期金銭債務	630百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

- ① 再評価を行った日 平成14年3月31日
- ② 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。
- ③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 182百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	6,534百万円
② 仕入高	6,080百万円
③ 営業取引以外の取引高	113百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	3,876	20,728	20,710	3,894
合計	3,876	20,728	20,710	3,894

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加である。

自己株式の数の減少は、株式交換による減少である。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	824百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	343
役員退職慰労引当金損金不算入額	34
賞与引当金損金算入限度超過額	24
投資有価証券評価損否認	233
ゴルフ会員権評価損否認	17
繰越欠損金	526
その他	16
繰延税金資産小計	2,021
評価性引当金	△2,021
繰延税金資産計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 73
その他有価証券評価差額金	△1,587
繰延税金負債計	△1,661
繰延税金負債の純額	△1,661
再評価に係る繰延税金負債	
土地	△ 408

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車 輛 運 搬 具	12	6	5
工 具 器 具 備 品	342	137	205
計	355	144	211

取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	69百万円
1年超	141
合計	211

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	73百万円
減価償却費相当額	73百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はない。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社等	川越水産市場㈱	50	水産物卸売業	100.0	兼任3名	融資	資金の貸付	200	短期貸付金	400
							利息の受取	4	その他の流動資産	0
	東京大田魚市場㈱	125	水産物卸売業	100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	910	短期貸付金	680
							利息の受取	—	長期貸付金	440
	豊海東都水産冷蔵㈱	180	冷蔵倉庫業	100.0 間接 ( 50.0)	兼任2名	融資	資金の貸付	—	短期貸付金	420
							利息の受取	16	その他の流動資産	1
	AERO TRADING CO., LTD.	千C \$ 1,362	水産物製 造加工業	100.0	兼任2名	水産物 の仕入	仕入	2,125	買掛金	604
							利息の受取	6	その他の流動資産	0

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 水産物の仕入については、市場価格を勘案して決定している。
- ② 資金の貸付については、市場金利を勘案して設定している。

8. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 220円79銭
- ② 1株当たり当期純利益 10円39銭

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

東都水産株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	杉山正治	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	麻生和孝	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦康雄	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東都水産株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 19 年 5 月 12 日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	立 石 實 郎	Ⓔ
常勤監査役	中 島 松 壽	Ⓔ
社外監査役	河 合 健 一 郎	Ⓔ
社外監査役	小 竹 誠	Ⓔ

以 上

## 株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
(お問合せ先)	〒135-8722 東京都江東区佐賀一丁目17番7号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
同 取 次 所	みずほ信託銀行株式会社全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
株式取扱手数料	名義書換手数料 無 料 単元未満株式買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公 告 方 法	電子公告にて当社ホームページ ( <a href="http://www.tohsui.co.jp/">http://www.tohsui.co.jp/</a> ) 上に掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。なお、当社の決算情報もIR情報として掲載しておりますので、併せてご覧ください。